

若者に島根で働く魅力を伝えるために／

新卒採用ブランディング 支援補助金

中小企業のみなさまが、
若年者を意識した採用ブランディングの取り組みについて、
経費の一部を補助します。

令和7年度

補助上限額

補助率

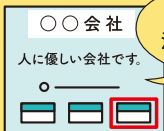
75万円 1/2

要件は裏面を
ご覧ください

補助金の対象となる経費の例

事例
1

『ホームページの制作・改修』



わかりやすい、
注目を集めるデザインに！

改善POINT／

自社の強みや
社内の様子を
わかりやすく！



事例
2

『合同説明会ブースの改良』



動画を使った
PR

改善POINT／

話しやすい雰囲気
で魅力的に！

採用ブランディング
支援補助金の
活用事例

事例
3

『採用向けリーフレットの作成』

社内の楽しいな
雰囲気が伝わる写真に
変更し、大きく配置



福利厚生は
しっかり書く

改善POINT／

会社の雰囲気が
伝わる内容に！

事例
4

『企業PR動画の制作』

若手社員が
いきいきと働く姿が
感じられるように



改善POINT／

社内の雰囲気が
わかる内容に！

採用ブランディングとは…

企業理念やビジョン、理想の社員像、職場の雰囲気など
自社の魅力や強みを戦略的に情報発信する企業の採用活動

1

採用したい人物像の言語化

若年者に伝えるため、求める人材を
具体的に示します。

2

企業の魅力分析

学生目線や競合を意識しながら、自社
の魅力を見つけます。

3

採用ブランディング計画の策定

人物像や企業の魅力をもとに、採用ブラン
ディング計画を立てます。

4

採用活動の実践

立てた計画に沿って、広報活動や
面接を実際に行います。

採用ブランディングの県内事例



小売業 M社

インターンシップの強化 ●アルバイトとはひと味違う体験内容に改善

採用専用HPの新規立ち上げ ●採用活動と応募者管理機能の活用

若手社員による
社内労働環境委員会の
立ち上げ ●労働環境の改善を会社へ提案
●就活生に労働環境を見える化

HP 閲覧数	4 倍
問合せ数	2 件 ▶ 22 件
エントリー数	3 名 ▶ 60 名



宿泊業 T社

採用専用HPの新規立ち上げ ●歴史を大切にしつつ新しい提案を受け入れる社風PR
●近隣同職種よりも高い初任給(仕事と生活の両立)PR
●事務作業や清掃も含めた実際の仕事を紹介

企業説明会ブラッシュアップ ●コンサル会社によるプレゼン資料の作成補助
●コンサル会社による学生への話し方、表情のアドバイス

採用活動補助 ●コンサル会社による合同説明会へのブース出展補助

HP 閲覧数	2,223 回 ▶ 3,387 回
問合せ数	32 件 ▶ 122 件
エントリー数	13 名 ▶ 87 名

事業実施の流れ

1. 事前準備・申請

取組内容や契約するコンサルティング会社(採用支援・広報に携わる会社など)を検討
申請書類一式を県雇用政策課へ提出
します

新たにコンサルティング会社との
契約が必要です

2. 交付決定・事業実施

採択後に事業開始

(採択後、
「採用ブランディング計画」を
作成次第、提出してください)

事業期間は
3/5 までです

3. 実績報告・金額確定

実績報告後、金額を確定し、
お支払いします
実施後の効果調査に
ご協力ください

3/13着で実績報告書を
提出してください

● 補助対象経費 (令和8年3月5日までに実施し、金額が確定しているもの)

科目	補助対象経費
委託費 (必須)	・若年者へのアピールを意識した採用ブランディングを 目的に契約する外部コンサルティング費用
採用ブランディング計画に基づく以下の経費	
広報費	・採用に係るパンフレット、チラシ、各種資料等の作製費 ・自社発信のデジタル採用媒体の制作・改修費 (ホームページ、SNS、動画等) ・新卒対象就活サイト登録料 ・合同企業説明会等のブース装飾品の作製費
その他経費	・その他、採用ブランディングに要する経費

● 補助率・補助上限額

補助率: 2分の1 (補助上限額: 75万円)

● 公募受付締切 (郵送又は持参)

第1回 令和7年5月16日(金)17時 必着

第2回 令和7年6月27日(金)17時 必着

第3回 令和7年9月5日(金)17時 必着

※各締切において、予算上限に達した場合は、募集を締め切ることがあります。

※書類不備等による不採択を出来るだけ避けるため、各期限10日前を目途に事前相談(書類一式(作成中可)をメール送付の上、電話連絡)をお願いします。

● 主な補助対象要件

1	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等であること ・みなし大企業、過去に「本補助金」又は「魅力あるインターンシップ・仕事 体験支援補助金」の交付を受けた者を除く ・資本金を持たない法人(社会福祉法人、医療法人など)は、常時雇用する 従業員の数が300人以下であること
2	初任給が大学卒207千円以上又は 短大卒(高専、専修学校を含む)174千円以上であること
3	法律で定められた制度以外で独自の福利厚生制度が複数あること
4	2026年以降3年間に1人以上の採用計画があること
5	2025年、2024年、2023年の新卒採用実績が採用計画数未満の年があること
6	島根県が進めている取組「しまねいきいき職場宣言」を宣言し、登録申請していること
7	・(公財)ふるさと島根定住財団が運営する求人サイト(ジョブカフェしまね) に求人情報を掲載していること ・厚生労働省が運営するハローワークインターネットサービスに「新規学卒 者等」の区分で求人情報を掲載していること
8	コンサルティング会社と新たに契約締結し、採用ブランディング計画を策定 の上、取り組むこと

※後年度、取り組み効果についての調査にご協力ください。

詳細は県HP(補助金交付要綱・公募要領)をご確認ください

